最終更新日:2015年11月5日
株式会社カカクコム
代表取締役社長　田中　実
問合せ先:03-5725-4554
証券コード:2371
http://corporate.kakaku.com/

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

Ⅰ コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社は、企業があるべき姿として、株主をはじめ、顧客、取引先、従業員ひいては社会全体の共栄を目指すべきであり、またこれにより企業価値が継続的に増大するとの認識を有しております。そしてその達成のため、社会的に有用なサービスを創出するとともに、各ステークホルダーとの関係強化及び経営統治機能の充実を図ることが、当社のコーポレート・ガバナンスに関する取り組みの基本的な考え方であり、経営上の最重要項目と位置付けております。また、今後も社会環境の変化や、法令等の施行・改定に応じてコーポレート・ガバナンスの実効性を高めるために必要な見直しを行っていく方針です。

なお、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方と方針については、「株式会社カカクコム　コーポレート・ガバナンス基本方針」としてまとめ、当社のホームページに公表しております。
（http://corporate.kakaku.com/company/governance）

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

【補充原則1-2-4　議決権電子行使プラットホームの利用を含む議決権電子行使環境の整備・招集通知の英訳】
当社は、海外投資家にも議決権行使を行いやすい環境を整備するため、議決権電子行使プラットフォームを利用しています。また、当社は、取締役会での決議後すみやかに、決算短信サマリーや株主総会議案の適時開示の英訳を当社ホームページに掲載しています。
なお、招集通知の英訳は、英語の情報開示が充実していること、及びコスト等を勘案し、これまで採用しておりませんでしたが、当社の海外投資家の高い保有比率を勘案し、2016年定時株主総会より採用する予定です。

【補充原則4-2-1　経営陣報酬の適切な評価基準策定】
現在当社においては、業績と連動する役員報酬制度は導入しておりませんが、2016年度より、持続的成長に向けた中長期のインセンティブを含む新たな制度の策定を、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会で審議の上実施していく予定です。

【補充原則4-11-3取締役会全体の実効性の分析・評価・開示】
当社は、取締役会の実効性の分析・評価について、当社の中長期的な企業価値の向上に資するため、2015年度から毎年年度末までにその評価・項目・分析方法等を定め、各取締役の自己評価も併せ、2016年度年初から前年度についての評価を実施し、その結果の概要を開示する予定です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】 更新

【原則1-4　政策保有株式】
（保有目的）
当社は、実効的なコーポレート・ガバナンスを実現し、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するため、業務提携の強化など経営戦略の一環として、必要と判断する企業の株式を保有することがあります。毎年、取締役会において、主要な政策保有株式について、そのリターンとリスク等を踏まえた中長期的な観点から検証を行い、これを反映した主要な政策保有株式の保有のねらい、合理性を確認しております。

（議決権行使）
当社は、政策保有株式に係る議決権については、投資先企業の中長期的な企業価値向上の観点からその行使についての判断を行っております。

【原則1-7　関連当事者間の取引】
当社は、利益相反取引について、取引条件が一般の取引と同様であることが明白な場合を除き、取締役会にて決議を要することとしております。さらに、利益相反取引を含むその役員や主要株主等との関連当事者間取引について、取締役会にて取引実績の報告を行い、監査役や社外取締役が監視・監督できる体制を構築しております。
また、取引条件等の内容については、有価証券報告書及び事業報告で開示しております。

【原則3-1　情報開示の充実】
（1）経営理念・経営戦略・経営計画
当社の経営理念・経営戦略及び経営計画は、当社ホームページ（http://corporate.kakaku.com/company/policy）にて公開しております。
（2）コーポレート・ガバナンスの基本方針
当社のコーポレート・ガバナンスに対する基本的な考え方と方針については、「株式会社カカクコム　コーポレート・ガバナンス基本方針」としてまとめ、当社ホームページ（http://corporate.kakaku.com/company/governance）にて開示しております。
（3）経営陣幹部、取締役に対する報酬決定方針・手続
当社は、会社の意思決定の透明性や公平性を確保し、ガバナンスの強化を図るため、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置しております。
なお、取締役に対する報酬決定方針・手続きは、有価証券報告書、ならびに本報告書の「2.1【取締役報酬関係】報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容」に記載しております。
（4）経営陣幹部の選任、取締役・監査役候補の指名方針・手続
当社は、会社の意思決定の透明性や公平性を確保し、ガバナンスの強化を図るため、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を

設置しております。
　指名・報酬委員会は、常勤取締役（社長）及び独立社外取締役2名から成り、取締役候補者の選任に関する基準・方法を審議・提案するほか、候補者選任案を審議し、その審議結果を取締役会に報告いたします。その審議結果を踏まえ、取締役会にて個々の候補者の実績ならびに役員としての資質について審議のうえ、決定いたします。
　監査役の選任にあたっては、取締役の職務執行の監査を的確かつ公正に遂行することができる知識、能力及び経験を有していること等を踏まえ、監査役会の同意を得たうえで、取締役会が審議し、選任・指名を行います。
（5）経営陣幹部の選任、取締役・監査役候補の指名を行う際の個々の選任・指名の説明
　当社は、株主総会招集通知及び候補者決定時の適時開示リリースにおいて、新任候補者、社外取締役候補者及び社外監査役候補者の選任・指名の理由について開示しております。

【補充原則4-1-1　取締役会の役割・責務】
　当社の取締役会は、経営の意思決定・監督機関として、法令及び定款に定められた事項、当社職務権限規程に定められた重要事項等を決定しております。取締役会の意思決定に基づき、各事業部門が業務の執行を行います。その概要は有価証券報告書及び当社ホームページにて公表しております「コーポレート・ガバナンス基本方針　第5章　コーポレート・ガバナンスの体制　1. 取締役会」に掲載しております。
（http://corporate.kakaku.com/company/governance）

【原則4-8　独立社外取締役の有効な活用】
　当社では、社外取締役3名を選任し、うち2名は独立社外取締役となっております。独立社外取締役は、当社が定める当社からの独立性に関する基準、ならびに株式会社東京証券取引所が定める独立性基準を満たしております。

【原則4-9　独立社外取締役の独立性基準】
　株式会社東京証券取引所の定める独立役員の要件に加え、会社や取締役との関係等を勘案して独立性に問題のないこと、経営の監督機能発揮に必要な出身分野における実績と見識を有していること等を勘案し、一般株主と利益相反の生じるおそれのない者を独立取締役に指定しております。
　なお、本報告書の「2-1.【独立役員関係】 その他独立役員に係る事項」をご参照ください。

【補充原則4-11-1　取締役会全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性及び規模に関する考え方】
　当社は、各事業分野、経営企画、人事、財務・会計、開発、情報セキュリティ等について専門的知識及び経験を有する社内出身の取締役と、多様なステークホルダーの視点から成長戦略やガバナンスについて問題提起のできる複数の社外取締役により、取締役会全体としてバランス・多様性のとれた体制を維持することを基本方針としたうえで、選任の理由を招集通知にて開示するとともに、取締役の任期を1年とし、毎期株主総会にてその選任について決議しております。取締役会の人数は定款で11名以内と定め、現在は11名で構成されております。

【補充原則4-11-2　取締役・監査役の他の上場会社の役員との兼職状況】
　当社取締役・監査役の他の上場会社役員等との兼職状況は、合理的な範囲にとどめられております。なお、取締役・監査役の他の上場会社役員等の重要な兼職の状況については、株主総会招集通知、事業報告、有価証券報告書等において毎年開示を行っております。

【補充原則4-14-2　取締役会・監査役に対するトレーニングの方針】
　当社は、取締役及び監査役が、その役割及び機能を果たすために必要とする、経済情勢、業界動向、法令遵守、コーポレートガバナンス、及び財務会計その他の事項に関する情報を収集し、常勤取締役会等の場で適宜提供することで、取締役及び監査役の職務執行を支援しております。また、社外取締役及び社外監査役は、その役割及び機能を果たすために、当社グループの経営戦略、経営計画、各種事業の状況、経営環境及び経営課題等につき、その就任後適時に、各所管部署または担当役員等から説明を受け、十分な理解を形成しております。

【補充原則5-1　株主との建設的な対話に関する方針】
　当社は、持続的な成長と中長期的な企業価値の向上のため、日ごろから株主と対話することの重要性を認識しており、社長をはじめとする経営陣幹部による対話等を国内外を問わず推進しております。
　なお、基本方針については、当社策定の「コーポレート・ガバナンス基本方針　第2章　株主との関係　2.株主との建設的な対話」に掲載開示しております。
（http://corporate.kakaku.com/company/governance）

2. 資本構成

外国人株式保有比率	30%以上

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数（株）	割合（%）
株式会社デジタルガレージ	44,688,000	20.15
株式会社電通	35,016,000	15.79
ステート　ストリート　バンク　アンド　トラスト　カンパニー	14,881,057	6.71
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	9,891,400	4.46
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	7,518,100	3.89
ジェーピー　モルガン　チェース　バンク　380055	5,619,981	2.53
ザ　バンク　オブ　ニューヨーク　メロン　エスエーエヌブイ　10	2,430,226	1.10
バンク　オブ　ニューヨーク　タツクス　トリイテイ　ジヤスデツク　オムニバス　ツー	2,198,118	0.99
ステート　ストリート　バンク　ウェスト　クライアント　トリーティー　505234	2,163,000	0.98
ジェーピー　モルガン　チェース　バンク　385632	2,127,720	0.96

支配株主（親会社を除く）の有無	―――

親会社の有無	なし

補足説明 更新

1．当社は平成27年９月30日現在において、自己株式1,225,325株（0.57%）を保有しております。

2．当社の株式について以下のとおり大量保有報告書が提出されておりますが、上記【大株主の状況】は、平成27年９月30日現在の株主名簿に基づいて記載しております。

（1）キャピタル・リサーチ・アンド・マネージメント・カンパニー及びその共同保有者であるキャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニーから、平成27年５月12日付で大量保有報告書の写しの送付があり、平成27年４月30日現在でそれぞれ次のとおり株式を所有している旨の報告を受けておりますが、当社として当第２四半期会計期間末日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の写しの内容は以下のとおりです。
【提出者（大量保有者）の氏名または名称／保有株式数／保有割合】
キャピタル・ガーディアン・トラスト・カンパニー他１社／17,617千株／7.94%

（2）平成27年８月７日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、フィデリティ投信株式会社平成27年７月31日現在で次のとおり株式を所有している旨が記載されているものの、当社として当第２四半期会計期間末日時点における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。なお、その大量保有報告書の写しの内容は以下のとおりです。
【提出者（大量保有者）の氏名または名称／保有株式数／保有割合】
フィデリティ投信株式会社／18,571千株／8.37%

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3 月
業種	サービス業
直前事業年度末における（連結）従業員数	500人以上1000人未満
直前事業年度における（連結）売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

―――

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、現在、株式会社デジタルガレージならびに株式会社電通の持分法適用関連会社となっておりますが、事業展開については、常勤取締役を中心とした経営判断のもと独自に意思決定をして業務を執行しております。また当社の営業取引における親会社等のグループへの依存度は低いことからも、当社の親会社等からの独立性は十分に確保されていると判断しております。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	11 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	2 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
松本　大	他の会社の出身者									○		
早川　吉春	公認会計士											
遠谷　信幸	他の会社の出身者							○				

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
c　上場会社の兄弟会社の業務執行者
d　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
e　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
f　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
g　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
h　上場会社の取引先（d、e及びfのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
i　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
j　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
k　その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
松本　大	○	マネックスグループ株式会社取締役会長兼代表執行役社長 マネックス証券株式会社代表取締役社長 株式会社ジェイアイエヌ社外取締役	マネックスグループ株式会社取締役会長兼代表執行役社長としての経験に基づく見識を、当社のコーポレートガバナンスの強化に活かしていただきたいためであります。 [独立役員指定理由] 社外取締役松本大氏は、マネックスグループ株式会社の取締役会長兼代表執行役社長であります。同氏は平成22年6月より当社社外取締役に就任しておりますが、就任当時、当社子会社の外国為替証拠金取引事業が、マネックスグループ株式会社子会社の同事業と競業関係にあったため、同氏を独立役員に指定しておりませんでした。現在当社は同事業から撤

			退しており、独立性が担保されていると判断し、同氏を独立役員に指定いたしました。
早川　吉春	○	霞エンパワーメント研究所代表 第一法規株式会社社外取締役 菱洋エレクトロ株式会社社外取締役 株式会社サンリオ社外取締役	公認会計士としての専門的知識や、経営コンサルタントとしての豊富な経験と幅広い見識を当社のコーポレートガバナンスの強化に活かしていただきたいためであります。 ［独立役員指定理由］ 社外取締役早川吉春氏は、当社の取締役の経営判断に対して、公認会計士としての専門的知識や、経営コンサルタントとしての豊富な経験と幅広い見識で指導いただいており、当社のコーポレートガバナンスの強化に重要な役割を果たしているとともに、親会社や兄弟会社、大株主企業、主要な取引先の出身者等ではないことから独立性が高いものと認識しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に指定いたしました。
遠谷　信幸		株式会社電通執行役員	日本最大の広告代理店である株式会社電通の執行役員を務められており、広告ビジネスにおける豊富な経験と幅広い見識を、当社のコーポレートガバナンスの強化に活かしていただきたいためであります。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無 更新	あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長（議長）の属性 更新

	委員会の名称	全委員（名）	常勤委員（名）	社内取締役（名）	社外取締役（名）	社外有識者（名）	その他（名）	委員長（議長）
指名委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	1	1	2	0	0	社内取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	指名・報酬委員会	3	1	1	2	0	0	社内取締役

補足説明 更新

当社は、取締役の選任、報酬の決定にあたり、取締役会の諮問機関として、任意の指名・報酬委員会を設置しております。
指名・報酬委員会は、常勤取締役（社長）及び独立社外取締役2名から成り、常勤取締役（社長）を委員長として、取締役候補者の選任に関する基準・方法を審議・提案するほか、候補者選任案を審議し、その審議結果を取締役会に報告いたします。
また、取締役の報酬水準、評価・報酬に関する諸制度を審議・提案いたします。
なお、取締役の報酬は会社業績を総合的に勘案して決定され、監査役の報酬は監査役会において協議・決定されます。
いずれの場合においても、当社定時株主総会において決議された報酬限度額の範囲内で決定されます。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5 名
監査役の人数	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と内部監査部門である内部監査室は、定期的に会合を持つことで連携し、効果的な監査を行うことに務めております。
また、監査役と会計監査人は、情報交換、意見交換を行うなど監査の実効性と効率性の向上を目指しております。具体的には監査役と会計監査人の間では、半期に一度、定期的な会合が開催されており、監査上の問題点の有無や今後の課題に関しての意見の交換等が行われております。また、必要に応じて随時会合が行われる体制を有しております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2 名

社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	2 名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※)											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
高野　利雄	弁護士													
岡田　英理香	他の会社の出身者													

※　会社との関係についての選択項目
※　本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
※　近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a　上場会社又はその子会社の業務執行者
b　上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
c　上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
d　上場会社の親会社の監査役
e　上場会社の兄弟会社の業務執行者
f　上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
g　上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
h　上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
i　上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
j　上場会社の取引先（f、g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
k　社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
l　上場会社が寄付を行っている先の業務執行者（本人のみ）
m　その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
高野　利雄	○	森ビル・インベストメントマネジメント株式会社社外取締役 長瀬産業株式会社社外監査役 グローブライド株式会社社外監査役 株式会社リヴァンプ社外監査役 ダイセル株式会社社外監査役 株式会社ファンケル社外監査役	弁護士としての専門的知識や経験等を当社の監査体制の強化に活かしていただきたいためであります。 [独立役員指定理由] 監査役高野利雄氏は、現在弁護士として活動され、法律に関し高度な専門的知識を有しており、当社のコーポレートガバナンス及びコンプライアンスの強化に重要な役割を果たしているとともに、親会社や兄弟会社、大株主企業、主要な取引先の出身者等ではないことから独立性が高いものと認識しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に指定いたしました。
岡田　英理香	○	一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授	銀行や企業において投資銀行業務やファイナンス業務の経験を有するとともに、大学教授として長年消費行動の研究に携わってこられ、特にインターナショナルマーケティングについては極めて高度な専門知識を有しており、社会的及び国際的見地から、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断いたしました。 [独立役員指定理由] 社外監査役岡田英理香氏は、現在大学教授として活動され、親会社や兄弟会社、大株主企業、主要な取引先の出身者等ではないことから独立性が高いものと認識しており、一般株主と利益相反が生じるおそれがないため、独立役員に指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数	4 名

その他独立役員に関する事項

社外取締役及び社外監査役の選任に当たり、会社法上の社外取締役及び社外監査役の要件に加え、会社や取締役との関係等を勘案して独

立性に問題のないこと、経営の監督機能発揮に必要な出身分野における実績と見識を有している事等を認識しております。
なお、当社取締役会長である林郁氏が平成27年6月20日開催のマネックスグループ株式会社第11回定時株主総会において、同社の取締役に選任され就任したことにより、東京証券取引所の定める相互就任に該当しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は、業績の達成及び各取締役の業績への寄与度に応じて、インセンティブとしてストックオプションとしての新株予約権を取締役に付与しております。

ストックオプションの付与対象者	社内取締役、従業員、子会社の取締役、子会社の従業員

該当項目に関する補足説明

当社は、業績向上へのインセンティブを高めるとともに、優秀な人材を確保するため、ストックオプションとして新株予約権を無償で発行しております。付与対象者は、当社の社外取締役を除いた取締役及び当社従業員、当社完全子会社の取締役及び従業員としております。

【取締役報酬関係】

（個別の取締役報酬の）開示状況	個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

取締役9名に237百万円支払っております。
個別の開示については現在、予定しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

現在当社においては、自社株報酬等中長期的な業績と連動する役員報酬制度は導入しておりませんが、2016年度より、持続的成長に向けた中長期のインセンティブを含む新たな制度の策定を、独立社外取締役が過半数を占める指名・報酬委員会で審議の上実施していく予定です。
取締役の報酬限度額は、平成12年5月26日開催の臨時株主総会において、月額30百万円以内と決議しております。
なお、平成27年3月期における報酬額は以下のとおりです。
取締役　9名　237百万円
うち、社外取締役　2名　18百万円
取締役2名（うち社外取締役1名）は無報酬です。

【社外取締役（社外監査役）のサポート体制】

当社は、非常勤取締役及び非常勤監査役についてのサポートは、管理本部が担当しております。具体的には、取締役会の開催通知、出欠の確認、議事録の回覧、捺印等の役割を担っております。また、非常勤取締役及び非常勤監査役に対する情報伝達体制としては、取締役会での決議・報告を要する議事が上程される場合、事前に非常勤取締役及び非常勤監査役に対し個別に要旨の説明がなされており、取締役会での意見交換及び決議が可能となるような方法を講じております。また、その他の事項に関しましては、面談を基本とし、面談が不可能な場合には、電子メールまたは電話にて個別に報告・相談を行っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）更新

当社の経営上の意思決定、業務執行及び監督にかかる機能は以下のとおりです。

（取締役会）
当社の取締役の人数は、常勤取締役6名、非常勤取締役5名（うち、社外取締役3名）の11名となっております。
取締役会は、各事業分野、経営企画、人事、財務・会計、開発、情報セキュリティ等について専門的知識及び経験を有する社内出身の取締役と、多様なステークホルダーの視点から成長戦略やガバナンスについて問題提起のできる複数の社外取締役により構成されており、月1回の定時取締役会のほか、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催し、業務遂行の状況を監督しております。
また、当社は、会社の意思決定の透明性や公平性を確保し、ガバナンスの強化を図るため、取締役会の諮問機関として任意の指名・報酬委員会を設置しております。

（監査役及び監査役会）

当社の監査役会は、監査役の独立性、監査の実効性を確保するため、常勤監査役1名及び非常勤監査役（社外取締役）2名（うち、女性1名）の計3名で構成されております。
常勤監査役は、取締役会のみならず、社内の重要な会議への出席、重要な決裁書類への閲覧、さらには連結子会社から事業の報告を求める等の方法により監査を実施し、経営に対する監視・監査機能を果たしており、当社のコーポレート・ガバナンスの実効性を高めるように企図しております。なお、監査役の監査機能の充実を図るため、監査役の職務の遂行を補助する専任スタッフを配置しております。

（内部監査）
内部監査につきましては、内部監査室（室長含めて6名体制）が、内部監査機能の充実を図るため、社長直属の組織として運営し、年間の監査計画に基づいてグループ全体の業務執行が適正かつ効率的に行われているかを監査しております。

（会計監査人）
当社は、有限責任監査法人トーマツと監査契約を締結し、会社法に基づく会計監査及び金融商品取引法に基づく監査を受けており、必要に応じて適宜適切な監査が実施されております。なお、2015年3月期において当社の監査業務を執行した公認会計士の指名、監査業務に係る補助者の構成については以下のとおりです。
・業務を執行した公認会計士の氏名
指定社員 業務執行社員 北地達明、上田雅也
・会計監査業務に係る補助者の構成
公認会計士3名、会計士補等2名、その他6名

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社の事業内容、業務等に鑑み、経営の機動性を確保しつつ、健全性及び透明性を維持する為の企業統治の体制として、社外取締役の選任と監査役会等との連携に重点を置いた体制を採用しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	平成27年３月期の定時株主総会は平成27年６月24日に開催いたしました。
電磁的方法による議決権の行使	平成22年３月期定時株主総会より、電磁的方法による議決権行使を導入しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	平成22年３月期定時株主総会より、議決権電子行使プラットフォームへ参加しております。 参加により国内外の機関投資家の議決権行使率が向上しました。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	個人投資家向けIRイベントをはじめ外部機関の主催する説明会に定期的に参加しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	本決算及び四半期決算ごとに説明会を実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	年に数回海外IRを実施しているほか、電話会議等を通じて海外機関投資家への説明を定期的に実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	決算短信や決算説明会資料、その他IR情報を、和文英文共に当社コーポレートサイト（http://corporate.kakaku.com/）に掲載しております。	
IRに関する部署（担当者）の設置	当社のIRに関しましては、経営企画部が担当部署となっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
その他	当社は、コーポレート・ガバナンスの重要事項としてステークホルダーとの優良な関係を謳っております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

＜内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況＞
内部統制システム構築の基本方針
当社は、会社法及び会社法施行規則に基づき、以下のとおり、当社の業務の適正を確保するための体制（以下、「内部統制」という）を整備するものとする。
1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制
（1）当社は、適正且つ健全な経営を実現するべく、取締役・使用人が国内外の法令、社内規程、社会規範・倫理等のルールを遵守した行動をとるためのコンプライアンス体制を確立する。また、その徹底を図るため、管理本部においてコンプライアンスの取り組みを横断的に統括することとし、同本部を中心に役職員教育等を行う。内部監査室は、管理本部と連携の上、コンプライアンスの状況を監査する。これらの活動は定期的に取締役会及び監査役に報告されるものとする。
（2）当社は、社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、外部の専門家と連携して、毅然とした姿勢で組織的かつ法的に対応し、一切の関係を持たない。また、不当・不法な要求には応じず、利益供与は行わない。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する事項
取締役は、文書取扱規程に従い、取締役の職務執行または取締役が使用人を用いて職務執行する場合の使用人の行為に係る情報を文書または電磁的媒体（以下、文書等という）に記録し、保存する。取締役、監査役及び内部監査室は、文書取扱規程により、これらの文書等を閲覧できるものとする。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
コンプライアンスならびに情報セキュリティに係るリスクについては、規則・ガイドラインの制定、研修の実施等を行うものとし、組織横断的リスク状況の監視及び全体的対応は法務室及び情報セキュリティ室が行うものとする。新たに生じた重要なリスクについては取締役会においてすみやかに対応責任者となる取締役を定めるものとする。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
取締役会は、取締役・使用人が共有する全社的な目標を定め、業務分担取締役はその目標達成のために各部門の具体的目標及び会社の権限分配・意思決定ルールに基づく権限分配を含めた効率的な達成の方法を定め、ITを活用して取締役会が定期的に進捗状況をレビューして、改善を促すことを内容とする、全社的な業務効率化を実現するシステムを構築するものとする。

5. 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
（1）当社は、グループ各社に役職員等を派遣し、当社の役職員等がグループ各社の取締役等に就くことにより、当社がグループ各社の業務の適正を監視し、また職務執行の効率性に関する課題を把握して改善できる体制を確立する。また、グループ各社の事業に関して責任を負う取締役を任命し、法令遵守体制、リスク管理体制を構築する権限と責任を与え、当社のグループ各社の管理を担当する部門はこれらを横断的に推進し、管理するものとする。当社は、グループ各社の経営については、その自主性を尊重しつつ、グループ各社から事業内容の定期的な報告を受け、またグループ各社の重要案件について事前協議を行うものとする。
（2）当社の内部監査室が定期的にグループ各社の内部監査を実施し、監査の結果を当社の代表取締役社長及び監査役に報告する体制を確立する。
（3）当社は、グループ各社において法令及び社内規程に違反またはその懸念がある事象が発生あるいは発覚した場合、速やかに当社のグループ各社の管理を担当する部門に報告する体制を確立する。

6. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項ならびにその使用人の取締役からの独立性及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
監査役は、内部監査室所属の使用人に監査業務に必要な事項を命令することができるものとし、監査役より監査業務に必要な命令を受けた使用人はその命令に関して、取締役の指揮命令を受けないものとする。
なお、監査役が要請を行った時は、代表取締役社長との間で意見交換を行い、必要に応じて、監査役の業務補助のため監査役専任スタッフを置くものとする。代表取締役社長は、その人事異動及び考課について、事前に監査役との間で意見交換を行い、監査役の了承を得るものとする。

7. 取締役及び使用人等ならびに子会社の取締役、監査役及び使用人等が当社の監査役に報告をするための体制その他の監査役への報告に関する体制
当社は、当社の取締役及び使用人等ならびにグループ各社の取締役、監査役及び使用人等が、直接または内部通報制度等を用いて間接的に、当社の監査役に対して、法定の事項に加え、当社及び当社グループに重大な影響を及ぼす事項、コンプライアンスの状況について、可及的すみやかに報告する体制を確立する。報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、監査役との協議により決定するものとする。

8. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
当社は、グループ全役職員が内部通報制度その他の手続を通じて前号の報告をしたことを理由に、当該報告者が不利益な取扱いを受けることを禁止する。

9. 監査役の職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項
監査役がその職務の執行について生じる費用の前払い等の請求をしたときは、当該監査役の職務執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。

10. その他の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制
監査役は、内部監査室より随時内部監査報告を受け、また監査法人と適宜協議をするものとし、必要に応じて取締役と意見交換を行うものとする。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

1. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方
市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体とは一切の関係を遮断し、これらの活動を助長しないものとする。
2. 反社会的勢力排除に向けた整備状況
・対応部署を設置し、反社会的勢力と関係を遮断するために組織として対応している。

・警察及び外部の専門機関との緊密な連携関係を構築し、適切な指導を仰ぎ対応している。
・対応部署が反社会的勢力に関する情報を収集・管理し、社内への注意喚起を実施している。

Vその他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし

該当項目に関する補足説明

特に買収防衛策は実施しておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の主要事業はインターネット上における情報提供業務であり、業務遂行の過程で個人情報を取り扱っております。当社は、個人情報等の機密情報管理のため、個人情報の保護に関する規程及び情報セキュリティ規程等を設け、その厳密な運用を実施しております。

